

あま市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あま市が発注する建設工事(以下「工事」という。)のうち、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する落札者の決定のための調査制度(以下「低入札価格調査制度」という。)を適用する場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象は、総合評価落札方式による一般競争入札に付する工事とする。

(調査基準価格)

第3条 政令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項に規定する「当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」の基準は、その者の申込みに係る価格が次項に定める調査基準価格に満たない場合とする。

2 前項に規定する調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(失格判断基準)

第4条 調査基準価格を下回った入札者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額未満の額である者
- (2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額、

現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額の合計額未満の額である者

(入札の執行)

第5条 契約担当課長は、低入札価格調査制度に係る入札を執行するときは、入札公告に調査基準価格及び失格判断基準を設定している旨を記載し、入札参加者に周知するものとする。

2 入札の結果、総合評価落札方式における最大評価値入札者により、調査基準価格を下回る価格での入札(以下「低入札」という。)が行われたときは、契約担当者は落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第6条 契約担当課長は、調査基準価格を下回り、かつ、失格判断基準価格以上で入札が行われたときは、次の各号に掲げる内容について、当該低入札を行った者からの事情聴取及び関係書類の提出並びに関係機関への照会等により調査を行い、低入札価格調査書(様式第1号)を作成するものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 手持工事の状況
- (3) 手持資材の状況
- (4) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (5) 労務者の具体的供給見通し
- (6) 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- (7) 経営状況
- (8) 信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等)
- (9) その他必要な事項

2 契約担当課長は、前項第7号の経営状況を調査するに当たり、必要があると認めるときは、取引金融機関、保証会社等へ照会を行うものとする。

3 第1項の規定による調査に応じない者は、落札者とししない。

(調査の結果)

第7条 契約担当課長は、前条の規定による調査の結果を低入札価格調査報告書(様式第2号)によりあま市工事等請負業者指名審査会に報告し、審査を受けるものとする。

2 あま市工事等請負業者指名審査会は、前項の報告に基づき審査を行ったときは、その結果を低入札価格審査結果通知書(様式第3号)により契約担当課長に通知するものとする。

(落札者の決定)

第8条 契約担当課長は、前条の規定による審査の結果、当該契約の内容に適合した履行が確保できると認められるときは、当該低入札を行った者を落札者と決定し、入札参加者全員に対し落札者決定通知書により通知するものとする。

2 契約担当課長は、前条の規定による審査の結果、当該契約の内容に適合した履行が確保できないと認められるときは、当該低入札を行った者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価落札方式における評価値が最も高い者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定するものとする。

3 次順位者が低入札を行った者であるときは、第5条第2項、第6条、第7条及び前2項の規定を準用する。

4 あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における電子入札サブシステム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行う入札において低入札価格調査の対象となったときは、第1項に規定する通知は、電子入札システムによる落札者決定通知書によることができる。

(落札者決定理由の公表)

第9条 前条第2項の規定により次順位者を落札者としたときは、その理由を公表するものとする。

附 則

この告示は、令和元年9月20日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年3月26日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

低入札価格調査書

入札日時			
工事名			
工事場所			
業者名			
予定価格 （税抜）		調査基準価格 （税抜）	
入札価格 （税抜）		失格判断基準価格 （税抜）	
1. その価格により入札した理由			
2. 手持工事の状況			
3. 手持資材の状況			
4. 資材購入先及び購入先と入札者との関係			
5. 労務者の具体的供給見通し			
6. 過去に施工した公共工事名等及び工事成績			
7. 経営状況			
8. 信用状態			
9. その他必要な事項			
総合評価			

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

あま市工事等請負業者指名審査会長 様

課長

低入札価格調査報告書

年 月 日に入札を実施した下記工事について、調査基準価格を下回る入札が行われましたので、別紙のとおり、当該契約の内容に適合した履行が確保できるか否かの調査を行いました。

つきましては、その適否について審査をしてください。

記

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所
- 4 調査対象者

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

課長 様

あま市工事等請負業者指名審査会長

低入札価格審査結果通知書

下記工事について、あま市工事等請負業者指名審査会で審査した結果を通知します。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 調査対象者

5 審査結果
適合した履行が（確保できる・確保できない）と認められる。